和泉市情報セキュリティ基本方針

1.情報セキュリティ基本方針

1.1.目的

本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

1.2.用語の定義

（1）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（2）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（3）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（4）情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

（5）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（6）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（7）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

1.3.情報資産への脅威

情報セキュリティポリシーを策定するうえで、情報資産に対する脅威の発生度合や発生した場合の影響を考慮すると、特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

（1）部外者による故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難等

（2）職員及び外部委託者等による意図しない操作、故意の不正アクセスまたは不正操作によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難及び規定外の端末接続によるデータ漏洩等

（3）地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障によるサービス及び業務の停止

（4）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（5）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

1.4.適用範囲

（1） 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに議会とする。

（2）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体

②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

1.5.職員等の遵守義務

職員（再任用職員も含む。）、非常勤職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー等を遵守しなければならない。

1.6.情報セキュリティ対策

（1）情報セキュリティ管理体制

本市の情報資産について、適切で統一的な情報セキュリティ対策を推進及び管理するため全庁的な体制を確立する。また、管理責任者を定め、義務と責任の所在の明確化を図る。

（2）情報資産の分類と管理

情報資産を重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行うものとする。

（3）物理的セキュリティ

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

（4）人的セキュリティ

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（5）技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（6）運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講じる。

1.7.情報セキュリティ監査及び自己点検等の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

1.8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検等の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

1.9.情報セキュリティ対策基準の策定

上記 1.6.、1.7 及び 1.8 の情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、遵守すべき事項、判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

1.10.情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を必要に応じて策定するものとする。

なお、情報セキュリティ対策基準及び実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。